

第2回 古賀市景観計画策定委員会 会議録
(要約筆記)

【会議の名称】 第2回 古賀市景観計画策定委員会

【日時・場所】 平成29年11月8日（水）19時00分～21時30分
古賀市役所 第二庁舎 3階 303会議室

【議題】

1. 開会
2. 景観市民会議結果の報告
3. 景観計画（素案）について
4. 景観条例について
5. 屋外広告物条例について
6. 事務連絡
7. 閉会

【傍聴者数】 0人

【出席委員等の氏名】

委員（識見者）：日高圭一郎委員、箕浦永子委員、松山祐子委員

委員（市民会議代表者）：新田昌彰委員、中村直史委員、今村恵美子委員

（以上委員6名）

事務局：都市計画課 吉武課長、渋谷係長、増田、福山コンサルタント2名

【欠席委員の氏名】 なし

【庶務担当部署名】 都市計画課

【委員に配布した資料の名称】

1. 議事次第
2. 古賀市景観計画策定委員会委員名簿
3. 景観市民会議意見の景観計画等への反映イメージ
4. 第3回、4回古賀市景観市民会議ニュースレター
5. 古賀市景観計画（素案）

6. 景観条例構成（案）
7. 屋外広告物条例について
8. 先進地の景観条例、屋外広告物条例の構成

【会議の内容】

1. 開会
2. 景観市民会議結果の報告
3. 景観計画（素案）について

●第2章第3節 景観重点区域候補（P28）までについて

委員：景観市民会議でも意見が挙がっていたように、古賀は花が重要なキーワードなので、P15の基本目標に「花にあふれた」と言った花に関する文言を追加したら良いかと思う。

委員：古賀の菜の花等は、JRウォークでもたくさんの方々が見に来られるので、売りであると思う。

委員長：第5回の市民会議にて、委員に基本目標について意見を聞くのはどうか。

事務局：スモールエリアであるフットパスの話からしてきたので、全体の話はまだしていない。次回の会議で行う予定としている。

委員：市民会議で聞けば、委員から意見が出ると思う。

委員：P17のうみ景観ゾーンの①ゾーン特性について、「中川河口には潮騒橋が完成し・・・」と記載されており、この表現だと大掛かりなすごいものを作ったという印象を受けるが、実際はかなり小規模な橋なので表現を変えた方が良いのではないか。また、③景観形成方針に、「ハマボウ・ハマナス等の希少種の保全」とあるが、古賀市にはハマナスは咲いていない。ハマユウはある。

委員長：記載しないほうが良いか。

委員：ハマボウ・ハマユウなら良いと思うが、ハマナスは記載しないほうが良い。ただ、ハマユウもそれほど多くは咲いていない。ハマボウ祭りもあるので、ハマボウは強調して記載すべきだと思う。

委員長：重点区域の箇所についてはどうか。

委員：他都市で、景観重点区域の”候補”というレベルで、イメージ図まで出しているところはあるのか。

事務局：あまりない。場所についても、しっかりとした記載はない場合が多い。今後ここで実施できたらいいという意識啓発も兼ねて記載している。鹿児島市など、計画に記載し、実際に動いているところもある。

委員：JR古賀駅前等は、現状ではあまり良い景観であるとは思われていないので、記載することにより意識啓発を図るのは良いことだと思う。

委員：重点区域候補地の具体的な範囲の設定はどのように決めるのか。委員会等が立ち上がるのか。

委員長：地域の機運が盛り上がり、重点区域指定を具体的に検討していく段階で、範囲を設定することになる。どこまでを範囲とするかは、地元がどのように考えるかで決まると思う。

事務局：場合によっては、地権者の意向で区域外にしたいとの意見も出てくる可能性がある。

委員：景観計画ではこのあたりを候補として考えている、というざっくりとした範囲を示しているということでもいいか。

事務局：そうである。

委員：P25の薬王寺周辺の区域について、温泉宿の辺りを中心として範囲を示していると思うが、宿の辺りより山側については森なので、宿は範囲の端の辺りにくるようにし、薬王寺水辺公園や薬王寺廃寺等も含んだ区域にした方が良いのではないか。

委員：薬王寺廃寺跡までの道は整備されておらず、辿り着くのが大変である。また、着いても跡なので何もないため、ビオトープも整備されている薬王寺水辺公園を強調したほうが良いと思う。また、“温泉街”と記載されているが、温泉旅館も少なく、お土産を売っている店舗もないため、表現に違和感がある。温泉宿の所からも少し先まで行くと砂防ダムがあり、壁面に絵が描かれている。ただし、斜面が険しいので、雨が降ったら滑る可能性がある。

委員：今後道を整備をすれば、フットパス上の良い景観資源になり得るということか。

委員：そうである。また、薬王寺から興山園に続く道のことも書かれているが、道がとても険しく、小さい子どもや高齢者には危険なため、ウォーキングは健脚の方のみお勧めしている。元々は獣道を整備したものであるため、現在でもイノシシが通ったような形跡がみられることがある。その他、薬王寺にはシカも生息していて、温泉の近くでも見られることがあり、野趣に富んだ景色が見られるということもできるだろう。この道について、現時点ではこれ以上の整備を行う予定はないと聞いているが、ここをきちんと整備して、観光資源にすれば良いと思う。ただし、現状のままでは、事故が起こりそうで不安である。

委員長：では、薬王寺周辺の区域については、薬王寺水辺公園を含んだ範囲に変更することとしたい。

P24の文章には、景観重点区域候補地は図に記載されている3つ以外にも可能性があるとして、下の図を見ると、3つの地区で終わりという感じを受ける。これ以外の区域についても、地元の機運が高まれば候補地になり得るということを図に表現できないか検討して欲しい。

委員：重点区域の候補とできるかは分からないが、景観市民会議で「鹿部山からの景観をコントロールしたい」という意見が多く挙がっていた。何か方法はないのか。

委員：ウォーキングの企画等では、よく鹿部山とみあけ史跡公園はセットで回る。

委員：鹿部山から海を見渡すと、マンションが1棟建っており、無いほうが良いという意見が多かった。ただ、景観計画の中に反映するのは難しいと思う。

委員長：この後説明のある、景観形成基準の中で、「周辺との調和」といった表現で記載されているものをどう指導するのかということになる。

委員：きちんと計画や条例ができて、規制がかけられれば良いと思う。

事務局：眺望景観の場合、福津市の世界遺産の地区での眺望や、鹿児島市の城山から桜島への眺望等といった、明確に市民の共有財産と言えるものであれば、具体的な建築物の高さ規制も考えられるが、鹿部山からの眺望がこれに該当すると言われると難しいと考えている。

委員：確かに、鹿部山は多くの市民が知っているわけではないし、日常的に登っている人も少ない。子どもたちが遠足で行くくらいである。

事務局：具体の高さの基準を設けることは難しく、景観形成基準には「周辺との調和」といった定性的な表現を盛り込み、運用の局面で窓口にてガイドラインを見ながらお願い、協議するといった方法が現実的であると考えている。

委員長：特にここはそういった地域なので、強くお願いするしかないかと思う。

事務局：鹿児島市にて検討を行った際には、都市計画法との整合性を重視して作成しており、景観計画の規制によって都市計画法で認められている建築物の延床面積が減らないような基準としている。運用の局面で指導の際に、こういう建て方をしたら部屋数は確保できるし、景観も良くなるといった相談・協議をすることになる。

委員長：特別に重点区域に指定したり、特殊な基準を設けることはしないが、眺望景観の保全も必要だと方針に記載したら良いかと思う。

●第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（P29）以降について

委員長：P32の一番下の但し書き（※建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、支障がないと判断された場合）は、どのような場合を想定しているのか。

事務局：まちなかのにぎわいづくりを考慮し、デザイン性の高いものについては、アドバイザーや審議会等での専門家の判断を仰いだ上で、特例として認める、といった場合を想定している。

委員：確かに、目立った色の建物を目印にしている人もいるので、そういった例外規定も必要かもしれない。

委員長：実際の運用面では、基準がなしくずしにならないような工夫が必要かもしれない。

委員：P30の建築物に対する対象行為で「500㎡以上」とあるが、P18の景観形成イメージ図に記載されている派手な色彩の低層戸建て住宅等は、規制対象とならないが問題ないのか。

委員長：届出対象とはならない。

委員：そうすると、景観形成方針図にダメだとは書けないのではないか。

事務局：全住宅をかけるのは、運用面からみて現実的とは言い難い。イメージ図には意識啓発的な意味合いで記載している。

委員：P40の（3）景観重要河川一覧表に、大根川と記載されているが、大根川には谷山川も含まれている。薬王寺が重点区域ならば、薬王寺の中を流れている谷山川は重要な河川になると思う。

逆に、中川は河川と呼べるほど幅がない、ほぼ水路のような場所も多く、重要度としては低いのではないか。

委員：谷山川においては、地域の人々で、川の中の草を刈り取ったりしている。以前、薬王寺川でどこかの会社が汚れたものを洗っているところを目撃したことがあり、そういったことを無くすためにも、景観重要河川に指定してほしい。

委員：道路と河川を景観軸としているが、そもそも大根川の特徴として、ところどころ地下に潜っており、草木が茂っている箇所もあるため、1つの河川として捉えるのは難しいのではないか。

委員長：すぐに良くなるわけではないが、指定されれば配慮されやすくなる。

委員：川の改修には予算が必要であり、簡単にできるものではないと思う。大根川については、年に2回程度、市民のボランティアで草刈りを行っている。

委員：指定してもらえれば意識啓発にもなるため、指定しておいた方がいい。ただし、中川については、私も対象外かと思う。

委員長：市民会議で意見を頂いてはどうか。

委員：中川について、今まで市民会議ではあまり意見が出ていない。

委員：道路は整備が進んでいるが、川については、今後の位置づけによって景観上の整備方針も変わってくると思う。

委員：大根川と一括りになっているが、最後は花鶴川と名称が変わる。具体的に、大根川にどのような名称の支流を含むのか、地理的な情報を知らない方も多いため、※印でも良いので記載したほうが良い。

委員長：どの支流まで含めるかを検討の上、支流名まで分かるように記載すること。

委員：P30の届出対象行為やP20のやま景観ゾーンに関わる部分であるが、太陽光パネルの制限について記載できないか。課題の部分だけでも触れてもらえないか。

事務局：届出対象行為については、P30下の工作物の定義のその他の工作物に記載している。やまゾーンの景観形成方針図には記載がないため、追加する。

委員長：ソーラーパネルで1,000㎡を超えるということであれば、1機ごとではなく、塊で対象となるということか。

事務局：そうである。経済効率の良い低圧電流太陽光発電所が大体1,000㎡程度であるため、この対象規模であれば、まとまった規模のソーラーパネルは概ね捕捉できるものと考えている。

委員長：個人宅の屋根の上に設置されているもの等もあるため、地上に設置されたソーラーパネルもしくは発電施設、と言った言い方にしないと一般的ではないかもしれない。

委員：地上にというと、平地に設置されたもののみということなのか。

事務局：斜面に設置されたものも含めて、届出対象としている。斜面に設置されたものは、真上からみた水平面をもって規模算定することとしている。

委員：今、山を削ってどんどん作っているようである。

委員長：設置自体は結局禁止できないが、景観形成上良好なものにするために、どう指導するのかが大切である。周囲にできるだけ樹木を植えて見えないようにするなどの指導になるのか。

委員：福津市では、周囲に一定の幅の植樹帯を設けることとしている。その結果、設置面積も減少することになる。

委員長：禁止はできないので、ガイドラインで誘導になる。

委員：P30の建築物に対する対象行為で、「※500㎡を下回る主要幹線道路沿線に建てられる建築物」とあるが、主要幹線道路沿線の建築物は小さな住宅もすべて届出対象ということか。

事務局：この点については、今後更に検証していくが、現在の案では幹線道路沿線については、建築行為をすべて届出対象として考えている。

委員：この主要幹線道路とは、景観重要道路とリンクするのか。P41に記載されているピンクの道路の沿線については、小さな住宅も届出対象として拾えるという認識で良いか。

事務局：現時点では景観重要道路を道路を想定しているが、今後検討していく。対象となる幹線道路が具体的に何を指すのか加筆する。

4. 景観条例について

委員：市民遺産の育成や表彰制度は、あったほうが良いのではないか。

事務局：太宰府市が設けている市民遺産の育成については、文化財のマネジメントシステムと連携を図るための項目であり、少し特殊な項目ではある。

委員長：景観条例で積極的に取り扱うべきものなのかを検討すべきである。

事務局：表彰制度については、お金をかけないで景観づくりに対する意識啓発が図れる、有効な施策と言える。

委員：活動に対する表彰や景観に貢献してくれた方々に対して表彰する等、市民全体の意識も高まると思う。

委員長：現在そういった取組はやられているのか。

事務局：市独自の取り組みとしてはない。

委員：表彰制度が作れるなら良いと思う。

委員長：表彰制度を設けて、良い景観や取組を表彰することは、景観づくりに対する市民の意識啓発として非常に良いと思う。

委員：具体例として、新原に”せげんだ公園”という公園がある。当初、県の整備後は地元が管理するということがあったが、管理されておらず、草がかなり生えている。鯉がいるが、人がめったに来ないので、エサをあげても寄ってこない。水車もあり、人が訪れないのはもったいない。もしかすると、同じような場所が他にもあるかもしれない。

そういった場所も、表彰制度を作ることで、地元が良さを再確認し、管理方法等を見直すきっかけになるかもしれない。

委員長：表彰制度と市民活動への支援については、条例に盛り込むよう検討してほしい。

5. 屋外広告物条例について

委員：P3のゾーン分けでは、水色の地域が許可地域となっているが、山や海辺がまちなかより緩い規制ということになるのか。

事務局：今回の条例制定に当たっては、あくまでも県条例を土台としつつ、古賀市の景観課題解決に必要な部分をマイナーチェンジするという方向で考えている。そのため、良好な住環境という古賀市の特性に合わせて低層住居専用地域を新たに禁止区域に加える案としている。また、山や海辺については、費用対効果等の面からそもそもあまり広告物が掲出されないエリアであるため、屋外広告物条例としては、県条例を踏襲し、許可地域とする予定である。

なお、屋外広告物条例における許可地域とは、どんな広告でも掲出していい地域という意味ではなく、一定の基準を守れば掲出の許可が受けられる地域という意味合いである。

委員：景観計画と屋外広告物条例の位置づけを教えてください。

事務局：景観法に準ずるのが景観計画で、屋外広告物法に準ずるのが屋外広告物条例である。

委員：屋外広告物条例は、景観計画の策定と関連しているのか。

事務局：関連している。ただし、他都市においては、景観計画と屋外広告物条例を同時に作成することは稀であり、景観計画の中にある屋外広告物の方針については、あたりさわりのないことしか書いていないことが多い。詳細な記載をすると、屋外

広告物条例を制定し、県から屋外広告物行政をひきとる必要が出てくるためである。

委員長：景観行政団体になると、独自の屋外広告物条例を作ることができる。

事務局：例えば、建築壁面と壁面・屋上広告物等において、建築壁面の色は規制したが、広告物が大半を占めており、派手な色彩の建物のまま規制できずにいる事例もある。そのため、景観誘導に実効性を持たせるためには、今回の古賀市のように、景観計画と屋外広告物条例をセットで施行することが望ましい。

委員：最初の質問と重複するかもしれないが、関連しているとなると、例えば、景観計画におけるうみゾーンの景観形成方針図では、周辺景観と調和しない広告物は好ましくないということになっているが、屋外広告物条例によると、屋外広告物は許可地域になるということが良いか。

事務局：呼び方については、県条例を踏襲して記載している。現時点では、地域によって許可基準が変わるということをご理解いただいております。エリアと基準の内容については、これからまた詰めていく。

委員：”許可”という言葉が独り歩きしているように感じる。

委員：条例なので、景観計画の指導よりも上位ということでしょうか。

事務局：景観計画を制度的に担保するのが条例である。景観計画を定めている場合、条例はそれに即して作成することになる。

委員：そうであれば、景観計画のイメージ図で好ましくないとされているものが”許可地域”という名称のゾーンに入ることには違和感を感じる。

事務局：確かに分かりにくいですが、イメージ図はあくまでもイメージであり、意識啓発的な意味合いも含んでいる。

委員長：計画のイメージ図は、広告を掲出する場合も、景観を壊さないよう配慮してもらうという意味である。

委員：計画と条例のすみ分け、相互の関係が一般市民にはわかりにくいと思う。分け方と言葉の使い方を検討してほしい。

委員長：そこの辺りは、市民にもわかりやすいような対応を今後検討して頂きたい。

事務局：ご意見を踏まえて検討する。

委員：関係ないかもしれないが、広告物が台風等で飛んで、事故が起こったりした場合、設置した人に責任はないと聞いたが本当なのか。

事務局：そういった話は民法上の話になる。安全上問題があるものについては、そもそも設置が認められていないという福岡県の規定はある。また、屋外広告物の許可制度については、3年に1回の更新の際に点検報告書を提出する必要がある。設置の際に工作物確認が必要な規格の広告であれば、点検は有資格者が行うこととなっている。

委員：計画の話に戻るが、まちづくりを考える上で重要な人的資源について、既存のまちづくり活動をされているボランティアの紹介などはしないのか。

美しいまちづくりプランには記載しており、若い人たちに活動を知ってもらうきっかけにもなった。今回も様々な活動があるということを知ってもらうきっかけになればと思う。

委員長：序章に1節設けるような形がいいか。

事務局：もしくは、最後の第7章か。

委員：場所はどこでもいいと思う。別のパンフレットでもいい。

委員長：最後の第7章に、既存のこういった活動も盛り上げていきましょうと言った形で入れるといいのではないか。古賀市は市民参加型の活動が特徴的であり、行政が上からやる形ではなく、市民が自発的にやっという意識がある。その部分は強調したほうが良い。

委員：第7章のはじめに、現在このような取組が行われていますと言った形で追記するのが良い。

委員長：では、どの辺りに入れるかも含めて検討していただきたい。

6. 事務連絡

- ・次回は1月頃を予定。
- ・次回策定委員会後に住民説明会およびパブリックコメントを実施予定。

7. 閉会

以上